2～9　［略］

（立入検査の身分証明書）

第六十九条　法第百七条第十一項の証明書は、様式第二十一によるものとする。

別表第二（第十一条、第十四条関係）

電気工作物の種類	記載すべき事項		添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	
一　発電所	1　発電所の名称及び位置（都道府県郡市区町村字を記載すること。） 2　発電所の出力及び周波数 3　特定対象事業に係るものにあっては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置		送電関係一覧図 事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る事業用電気工作物であって、一般送配電事業又は配電事業の用に供されるものに係る場合に限る。） 特定対象事業に係るものにあっては、特定対象事業実施区域内の主要工作物及び主要仮設備の配置図 特定対象事業に係るものにあっては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書 大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設を設置する場合は、ばい煙に関する説明書 大気汚染防止法第二条第十三項の水銀排出施設を設置する場合は、水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書

2～9　［略］

（立入検査の身分証明書）

第六十九条　法第百七条第九項の証明書は、様式第二十一によるものとする。

別表第二（第十一条、第十四条関係）

電気工作物の種類	記載すべき事項		添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	
一　発電所	1　発電所の名称及び位置（都道府県郡市区町村字を記載すること。） 2　発電所の出力及び周波数 3　特定対象事業に係るものにあっては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置		送電関係一覧図 事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る事業用電気工作物であって、発電事業の用に供されるものに係る場合に限る。） 特定対象事業に係るものにあっては、特定対象事業実施区域内の主要工作物及び主要仮設備の配置図 特定対象事業に係るものにあっては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書 大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設を設置する場合は、ばい煙に関する説明書 大気汚染防止法第二条第十三項の水銀排出施設を設置する場合は、水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書